

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 岩田康裕  
同 岡部宗茂  
同 成本俊一  
同 太田栄司

### 出資団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、出資団体監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

### 記

#### 1 監査の対象及び範囲

- (1) 公益財団法人岡山市ふれあい公社
  - (2) 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター
  - (3) 岡山都市開発株式会社
- 令和6年度における出納事務及びその他出納に関連する事務

#### 2 監査の実施場所及び期間

監査委員室  
令和8年1月5日から令和8年2月27日まで

#### 3 監査の着眼点及び実施内容

前記団体の事業運営が、出資目的に沿って行われているかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

#### 4 監査の結果

令和6年度における出資事務及びその他出納に関連する事務について、関係書類を監査した結果、公益財団法人岡山市ふれあい公社及び岡山都市開発株式会社における法人運営及び事業は、出資目的ののっとり実施されており、経営状況については良好であると認められた。地方独立行政法人岡山市立総合医療センターにおける法人運営及び事業は、出資目的ののっとり実施されているものの、経営状況については、営業損益は黒字であるが、経常損益の赤字により当期純損失が発生し、その損失は積立金の取り崩しにより処分されていることが認められた。

また、3団体の事務処理について、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項は、記述を省略した。